# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年10月22日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 大分県防災映像共有システム監視用ノート型パソコン機器一式
  - (2) 納入期限 令和8年2月10日(火)
  - (3) 納入場所 大分県土木建築部公共工事入札管理室が指示する場所
  - (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの長期継続契約とする。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - 1 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年5月1日大分県告示第255号)」のうち、リース・レンタルとしての業種区分を取得している者。
  - 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 3 この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、「大分県が発注する物品等の調達、 売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和 2年9月1日大分県告示第507号)に基づく指名停止期間中となっていないこと。
  - 4 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
    - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
    - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室 公共工事システム班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-4534 電子メール a17050@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページおよび大分県共同利用型入札情報サービスシステムに令和7年11月 20日(木曜日)まで掲載することにより契約条項を示す。 5 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)の利用

本案件の入札は大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)(以下「電子入札システム」という。)で行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか「大分県電子入札運用基準(物品・役務)」による。

### 6 入札参加条件

機能等証明書(入札説明書に添付の別添様式1)を、令和7年11月12日(水曜日)午後5時までに大分県土木建築部公共工事入札管理室公共工事システム班へ提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けること。

- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 使用言語 日本語
  - (2) 通 貨 日本国通貨
- 8 物品等電子入札システムによる入札参加申請期限 令和7年11月4日(火曜日)午後5時00分
- 9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 令和7年11月20日(木曜日)午後5時00分
- 10 物品等電子入札システムによる開札 令和7年11月21日(金曜日)午前10時00分

#### 11 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令 第 16 号)第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時および最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。

12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

13 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1)保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき (大分県契約事務規則第5条第3項第1号)。
- (2)過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(大分県契約事務規則第5条第3項第3号)。

#### 14 入札の無効に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札した者は、再度入札に参加することができない場合がある。

## 15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の 相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、 電子くじによる落札者決定を行う。

## 16 その他の事項

この入札に係る契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 号の 3 に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を変更又は解除できるものとする。

以上